

製造分野特定技能評価試験実施要領

令和元年12月

(改正：令和2年4月)

(改正：令和5年5月)

(改正：令和5年10月)

(改正：令和6年6月)

(改正：令和7年2月)

(改正：令和8年7月)

経済産業省製造産業局製造産業戦略企画室

1 試験区分

試験名：製造分野特定技能評価試験

区分（等級）：工業製品製造業分野に係る以下の区分（等級）を試験対象とする。

1号・2号：機械金属加工、電気電子機器組立て、金属表面処理

1号：コンクリート製品製造、紙器・段ボール箱製造、RPF製造、陶磁器製品製造、印刷・製本、紡織製品製造、縫製、電線・ケーブル製造、プレハブ住宅製品製造、家具製造、定形・不定形耐火物製造、生コンクリート製造、ゴム製品製造、かばん製造

2 試験概要

(1) 試験言語

日本語とし、漢字にはルビを付すものとする。ただし、専門用語については他の言語を併記することができるものとする。

(2) 実施主体

試験実施機関は2(3)のとおりとする。

(3) 試験実施機関の選定方法

経済産業省が、試験実施機関としての実績、工業製品製造業分野に関する見識を踏まえ、試験を適正に実施できると認める機関を選定する。

ただし、試験実施機関が、法令、本要領又は経済産業省の指示に違反した場合には、経済産業省はその選定を取り消すことができるものとする。

(4) 実施方法

学科試験はコンピュータ・ベースド・テストング（CBT）方式（注）により実施する。

実技試験はCBT方式を用いた判断等試験及び計画立案等作業試験により実施

する。

(注) コンピュータを使用して出題、解答するもので、受験者はコンピュータの画面に表示される問題をもとに、画面上で解答する。

(5) 事業年度における実施回数及び実施時期

4月1日から翌年3月31日までを一事業年度とし、事業年度ごとに2回以上実施することが望ましい。学科試験及び実技試験は原則として同一日に同一場所で実施する。実施回数は、経済産業省と試験実施機関が協議の上で決定する。

(6) 実施場所

製造分野特定技能1号評価試験は、経済産業省の指定する国内外において実施することとし、国外で実施する場合の実施国及び実施場所は、経済産業省と試験実施機関が協議の上で決定する。

製造分野特定技能2号評価試験は、経済産業省の指定する国内において実施する。

(7) 受験資格者

① 満17歳以上の者とする。

② 国内で受験する者にあつては在留資格を有する者とする。

③ 法務大臣が告示で定める退去強制令書の円滑な執行に協力する外国政府等以外の国の者については、受験は認めない。

④ 製造分野特定技能1号評価試験（RPF製造区分）又は製造分野特定技能1号評価試験（生コンクリート製造区分）を育成就労の3年目試験として受験する者は、当該業務区分に対応する育成就労評価試験（初級）の実技試験に合格した者とする。

⑤ 製造分野特定技能2号評価試験にあつては、試験の前日までに日本国内に拠点を持つ企業の工業製品製造業の現場における3年以上の実務経験を有する者とし、その証明に当たっては、試験実施機関に対しての実務経験に係る証明書を提出することとする。

なお、本試験に合格することができたとしても、そのことをもって「特定技能」の在留資格が付与されることが保証されるものではなく、試験合格者に係る在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請又は育成就労計画の認定申請がなされたとしても、必ずしも在留資格認定証明書の交付等を受けられるものではない。また、在留資格認定証明書の交付を受けたとしても、査証申請については、別途外務省による審査が行われるところ、必ずしも査証の発給を受けられるものではない。

(8) 受験申込に係る必要事項等

試験日、試験会場、受験申込期間、受験料及びその支払方法等、受験申込に必要な事項のほか、受験日当日の必要書類等は、試験実施機関又は同機関の業務委託先の試験専用ウェブサイト（以下「専用ウェブサイト」という。）に掲載する。受験申込は、原則として専用ウェブサイトからの受験予約により行う。

（9） 合否の通知方法

試験実施機関は、受験者に対し、受験後2週間以内に専用ウェブサイトへの掲載又はEメールの送付により合否を通知する。当該通知は、専用ウェブサイトの結果通知書（氏名、生年月日、性別、国籍、顔写真、受験日、受験会場、受験者の得点及び合格基準点、結果通知書の発行者、試験名等の基本情報を含む。）を掲載し、受験者本人がウェブサイトにログインし、結果通知書を確認することにより行う。

3 試験実施体制

（1） 試験問題作成体制

試験実施機関は、試験問題の作成、学科試験及び実技試験の採点基準、合格者の判定基準等の作成を行わせるため、試験委員を指定し、試験委員からなる委員会を設ける。

試験委員は、試験実施機関が必要な学識経験、実務経験等を有するとして認める者とし、原則として受験者が所属する機関の関係者以外の者とする。やむを得ない事情により受験者が所属する機関の関係者を試験委員に指定する場合は、試験実施機関は、経済産業省の承認を得るものとする。

試験委員については、試験の公平性に疑問を生じさせないようにする観点から、受験者を対象とする講習、研修等に講師等として参加することは認めない。

試験問題については、試験委員等から構成される委員会において、出題基準の検討、試験問題の作成、試験問題が出題基準に適合することの確認を行う。

（2） 試験問題確認体制

3（1）と同様とする。

（3） 試験実施体制

試験実施機関は、受験申込のための専用ウェブサイトの構築、広報、受験申込の受付、試験会場の手配、受験者への合否結果の通知、受験者からの相談への対応等、試験実施に関する事務を実施する。

試験実施機関は、経済産業省の承認を得た上で、民間業者等に試験の実施に関する事務の一部を委託することができる。

試験監督者については、C B T方式による試験の実施・運営と不正防止に関する十分な研修を受ける等、試験監督員としての業務を適切に行うことができる人

員を配置するとともに、一定期間毎に再研修を実施する。また、試験監督者は、担当する試験の受験者の所属する機関の関係者以外の者とする。

試験実施機関は、採点基準を客観的なものとし、試験監督者間の採点の共通性の確保に努める。また、試験実施に当たり試験実施機関（試験監督者及び補佐員を含む。）が実施する事務やその際の留意事項等の詳細をまとめた試験実施要領細則を作成し、試験監督者及び補佐員に適切に周知する。

（４）試験の適切な運用を確保する体制

経済産業省は試験実施機関に対し、試験に関して必要な報告を求め、指示を行うことができる。また、経済産業省は、試験実施機関が法令、本要領又は経済産業省からの指示に違反した場合には、その選定を取り消すことができるものとする。

試験を国外で実施するに際しては、必要に応じ現地政府と連携しつつ、現地の関連法令及び規則を遵守し、実施する。また、受験希望者が不当な不利益を被ることのないよう、試験実施機関は、十分な受験機会の確保に努めるなどした上で、受験希望者と試験実施機関の間を仲介することなどで受験希望者から不当に高額な手数料等を徴収する悪質なブローカーの排除に努めることとし、受験の申込みは原則として受験希望者から試験実施機関への直接の申込みに限るなど、必要な対策を講じる。

4 試験水準

（１）特定技能１号評価試験

特段の育成・訓練を受けることなく直ちに一定程度の業務を遂行できる水準の技能を有することを確認する観点から、技能検定３級と同等の水準とする。

（２）特定技能２号評価試験

現行の専門的・技術的分野の在留資格を有する外国人と同等又はそれ以上の高い専門性・技能を要する技能を有することを確認する観点から、試験水準は技能検定１級と同等の水準とする。

5 試験科目等

試験は学科試験と実技試験から構成し、試験科目及びその範囲並びにその細目（試験基準）は別紙１のとおりとする。

試験時間、問題数、出題形式については以下のとおりとする。

（１）製造分野特定技能１号評価試験

区分（等級）：機械金属加工、電気電子機器組立て、金属表面処理、コンクリート製品製造、紙器・段ボール箱製造、R P F 製造、陶磁器製品製造、印刷・製本、

紡織製品製造、縫製、電線・ケーブル製造、プレハブ住宅製品製造、家具製造、
定形・不定形耐火物製造、生コンクリート製造、ゴム製品製造、かばん製造

- ・学科試験：試験時間 40 分、問題数 30 問（真偽法）
- ・実技試験：試験時間 40 分、問題数 10 問（多肢選択法による判断等試験及び計画立案等作業試験）

（2）製造分野特定技能 2 号評価試験

区分（等級）：機械金属加工、電気電子機器組立て、金属表面処理

- ・実技試験：試験時間 80 分、問題数 30 問（多肢選択法による判断等試験及び計画立案等作業試験）

なお、製造分野特定技能 2 号評価試験においては、ビジネス・キャリア検定 3 級（生産管理プランニング又は生産管理オペレーション）に合格することで、工業製品製造業分野に関する専門知識を基に、担当者として上司の指示・助言を踏まえ、自ら問題意識を持ち業務を確実にを行うことができるレベルを証明することが可能であるため、ビジネス・キャリア検定 3 級（生産管理プランニング又は生産管理オペレーション）を学科試験の代替措置とする。

6 合否の基準

製造分野特定技能 1 号評価試験においては、100 点を満点として、学科試験は 65 点以上、実技試験は 60 点以上を合格とする。

製造分野特定技能 2 号評価試験においては、100 点を満点として 60 点以上を合格とする。

7 不正防止策

（1）試験実施時の不正防止

試験実施機関は、会場の規模や受験者数、試験の内容等を踏まえ、十分な人数の試験監督者及び補佐員を配置するものとする。

試験実施時の受付においては、受験申請書とともに提出された写真と在留カード、パスポート等顔写真付きの身分証明書による本人確認の徹底等により、なりすましによる不正を防止する。

試験会場入室時には、持ち物検査を行い、試験に不要なものは私物保管用のロッカーに保管させることとする。

試験の実施の状況を録画する等、事後の検証が可能となる措置をとることとする。

（2）不正が疑われる事案への対応

試験実施中、試験監督者は、常に不正行為を監視し、不正行為があったことを

確認した場合には、当該不正行為に係る受験者の試験を中止し、退場させるとともに、試験実施機関は速やかに経済産業省に報告する。

試験実施機関は、試験実施後に不正行為が行われた又は行われたと疑われる事案を認知したときは、速やかに事案の状況を経済産業省に報告する。経済産業省は速やかに制度所管行政機関に情報共有するとともに初動対応及びその後の調査等の対応策を検討し、必要な措置を講じる。

経済産業省及び制度所管行政機関は、必要に応じて試験実施機関（試験実施機関が業務を委託した機関を含む。）に調査及び報告を求めることができるものとする。

試験実施機関は、不正の手段によって試験を受け、又は受けようとする者に対しては、その試験を受けることを禁止し、合格の決定を取り消し、又は5年以内の期間を定めて試験を受けることができないものとするができる。

8 試験結果等の公表方法等

試験実施機関は、試験実施要領、前年度に実施した試験問題の1回分を専用ウェブサイトにおいて公表する。

試験実施機関は、試験結果（実施場所、日時、受験者数、合格者数）を経済産業省に報告し、経済産業省は当該試験結果をホームページにおいて公表する。

試験実施機関は、事業年度終了後、経済産業省に対し遅滞なく試験実施報告書を提出する。経済産業省は当該試験実施報告書を確認の上制度所管行政機関に提出し、その確認を受けた後、経済産業省のホームページで公表する。

9 その他必要事項

（1） 結果通知書及び合格証明書の有効期限

結果通知書の有効期限は、設定しない。なお、令和6年6月までに実施した試験における合格証明書の有効期限は、合格発表日から10年後、令和6年7月から令和8年3月までに実施した試験における合格証明書の有効期限は、受験日から10年後とする。

（2） 結果証明書の再発行

結果通知書の再発行は、受験者本人が、専用ウェブサイトにログインすることにより行う。

（3） 試験に関する書類の保存

試験実施機関等は、技能評価試験を実施したときは、受験者の受験番号、氏名、生年月日、住所、受験日及び試験結果（合格日含む）等を記載した帳簿（以下「受験者台帳」という。）を作成し、保存する。

書類の保存期間は、受験申請書は試験実施の翌年度の始期から起算して1年、

答案（採点結果を含む。）は同2年、試験問題及びその正答・採点基準は同3年、受験者台帳及び試験委員・評価委員の名簿は同10年とする。

試験実施機関はこれらの書類に記載された情報を含む個人情報等の漏洩防止のため、管理規程等を整備するとともに、管理責任者及び管理者を置き、特に試験問題等についてはこれら以外の者がアクセスできない体制を構築する。

試験実施機関でなくなる場合、試験実施機関は速やかに受験者台帳を経済産業省、又は新たな試験実施機関に移管するものとする。

（4） 秘密保持義務

試験委員、評価委員、試験監督者及び補佐員その他試験に関する職務を担当する者及び担当していた者（以下「試験委員等」という。）は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。

試験委員等が、職務上知り得た秘密を他に漏らし、若しくは盗用し、又は公正な実施に違反したことが判明した場合は、その任を解くものとし、以降、試験に関する職務に就けてはならない。

（5） その他

本要領は令和8年7月2日から適用する。本要領については試験実施の状況等を踏まえつつ適宜見直しを行うこととし、本要領の改正を行う場合には、制度所管行政機関に協議の上、改正内容が軽微である場合を除き、専門家会議の意見を聴くこととする。